

広告物Q & A

広告物総論

Q1 屋外広告物とは何ですか？

A 屋外広告物の定義は、屋外広告物法において定められており、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、看板や立て看板、ポスター、広告塔のほか、建築物の壁面に掲出されているものをいいます。

内容としては、文字、商標、シンボルマーク、写真、絵画等のほか、企業等のコーポレートカラーなどイメージを喚起させるものも屋外広告物に含まれます。

また、営利を目的としないもの（例：「立入禁止」、「P（駐車場マーク）」）であっても屋外広告物となりますので御注意ください。

Q2 名称が入っていないものも広告看板ですか？

A 名称が入っていなくても、コーポレートカラー等で着色されている壁面やテナント未入居のため白板になっている看板も屋外広告物となります。

Q3 クリスマスツリーは、屋外広告物になるのですか？

A クリスマスツリーそのものは、屋外広告物にはなりません。

ただし、クリスマスツリーに企業名や商品名を入れる等の文字等が入れば屋外広告物になることがあります。

Q4 イルミネーションは、屋外広告物になるのですか？

A イルミネーションだけでは、屋外広告物にはなりません。ただし、イルミネーションを使って、文字等を作り、一定の文字情報等を発信する場合、屋外広告物になることがあります。

Q5 こいのぼりは、屋外広告物になるのですか？

A 一般的に、こいのぼりは屋外広告物に該当しません。ただし、こいのぼりそのものに「バーゲンセール」等を書き込み宣伝するなど、通常のこいのぼりとしての使用の範囲を超える場合には、屋外広告物となる場合もあります。

Q6 あらゆるものが屋外広告物として規制を受けるのですか？

A Q1のとおり、屋外広告物は大変幅広い概念で定義されています。しかしながら、法の趣旨は、あらゆるものを規制するのではなく、規制対象とするかどうか

は各自治体の条例において個々具体的に定めることとしております。

京都市の条例におきましても、お祭り等により表示するものや、工事の安全のために必要な表示などは、許可の対象外としております。また、1つの敷地で合計が2㎡までの自家用屋外広告物についても、許可は必要ありません。

Q7 なぜ、自分の敷地内に設置する屋外広告物まで規制するのですか？

A 皆さんが街中を歩いていて、目に入るものは、街の景観として様々な形で影響を与えています。このため、屋外広告物法では、「公衆に表示されているもの」を屋外広告物として定義しており、敷地の内外により区別はしていません。

なお、同じ看板の規制で、道路法による規制が別途あります。これは、道路上空に突出する場合には、占用許可を必要としておりますが、敷地内であれば、この手続は必要ありません。

Q8 祭りで設置する屋外広告物は、許可を取らないといけないのですか？

A 祭礼や伝統的な行事のために設置するものは、公衆に表示されているものとして、屋外広告物の定義には該当しますが、京都市の条例におきましては、このようなものを許可の対象とはしていませんので、手続等は不要です。

Q9 毎日、数時間のみ出す看板は、許可を取らないといけないのですか？

A 1日のうち、数時間だけ出される看板であっても、屋外広告物として許可が必要となります。

**Q10 車両等に表示する屋外広告物の規制とは、どのようなものですか？
また、許可申請が必要となる場合はどのような時ですか？**

A ①鉄道車両、路面電車等で、その路線が京都市内にあるもの、②路線バス、定期観光バス、高速バス等（道路運送車両法上の一般乗合旅客自動車）で、その路線が京都市内にあるもの、③貨物トラック、商用車、貸切バス、タクシー、一般自家用車等（②の一般乗合旅客自動車以外の自動車）については、その使用の本拠の位置が京都市内にあるものについては規制対象になります。

これらに表示する広告の合計面積が3.7㎡を超える場合は、許可申請が必要となりますが、自家用屋外広告物等一定の広告は合計面積が3.7㎡を超えても許可が不要です。

なお、車両全体のラッピング広告等、広告の合計面積が15㎡を超える大面積の広告等については、原則として許可できませんが、このような広告であっても、一定の条件を満たせば特例的に許可することができます。詳細は、広告景観づくり推進課ホームページ「車両広告の許可申請」を御参照ください。

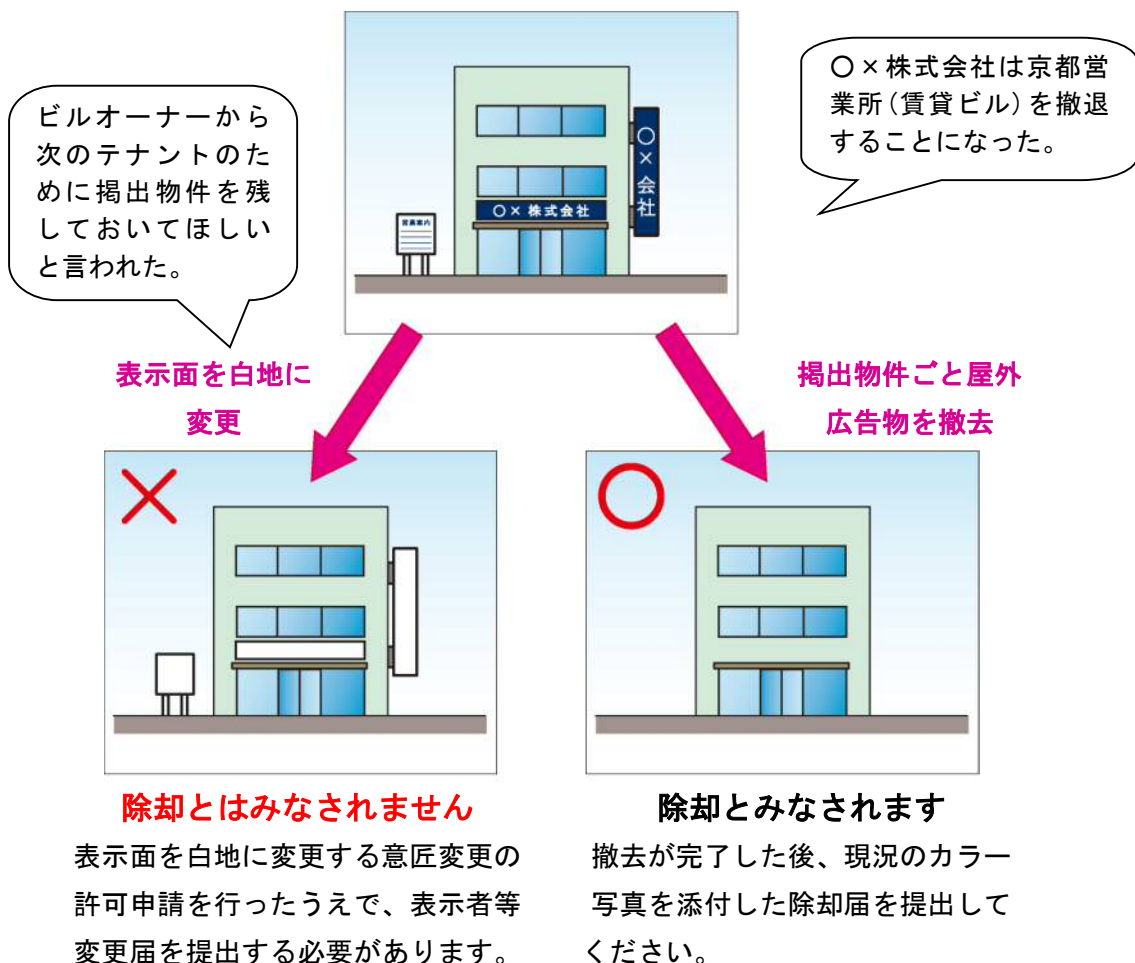
Q11 ガラス面の内側から外に向けて広告物を貼っています。これは、屋外広告物になるのですか？

A 屋外広告物にはなりません。しかし、このように屋内から貼るものであっても、景観に影響を与えるものであることから、京都市では、特定屋内広告物として位置付け、一定の面積制限等を定めています。また、5平方メートル（複数、貼られる場合は、その1立面での合計面積が5平方メートル）を超える場合、届出が必要となります。

Q12 賃貸ビルを退去するため、看板を白地にしました。これは、屋外広告物等を除却したことになるのですか？

A 表示者等は、屋外広告物の表示をやめる場合は、屋外広告物及びその掲出物件を除却しなければなりません。下図左のように掲出物件が残っている状態では屋外広告物等を除却したことにはなりませんので御注意ください。

なお、賃貸ビル等で、家主の意向で掲出物件を残す場合には、家主による表示者等変更届を提出し、当該掲出物件に対する権利及び責任の所在を変更していただく必要があります。この場合、許可期間満了後も引き続き掲出物件を残す場合は家主が継続の申請を行い、許可を受けなければなりません。



申請について

Q1 看板の届出は必要ですか？<なぜ、必要ですか？>

A 原則的に屋外広告物を表示する際には許可が必要です。

許可制を取る理由ですが、屋外広告物は広く公衆の目に留まり、町並みの景観を構成する重要な要素です。このため、屋外広告物が町並みと調和しているかどうかを確認し、一定の基準の中で秩序ある町並みを形成・誘導するために許可制としています。

Q2 自分の店（自社）の看板も申請が必要ですか？

A 必要です。自社の看板であっても、他社の看板であっても文字や色によって景観に対して影響を与える点では変わりはないので、申請が必要となります。ただし、自己の事務所又は営業所に設置する自社看板については、その敷地内の屋外広告物の合計面積が2㎡以下の場合は申請が必要ありません。

Q3 何個以上の看板の場合に申請が必要ですか？

A 個数によって申請の有無は決まりません。

自己の事務所又は営業所に自己の商号や名称を表示する自家用広告物の場合は、その敷地内の屋外広告物の合計面積が2㎡を超えるとときに申請が必要です。

自己の事務所又は営業所以外の場所で、屋外広告物のスペースのみ借りて屋外広告物を表示する場合は面積の大小にかかわらず申請が必要です。

Q4 看板の申請以外に必要な手続はありますか？

A 屋外広告物の形態や規模によっては、屋外広告物申請のほかに、他の法令による手続が併せて必要となる場合があります。

- ① 道路上空に突出する袖看板等の場合は、別途、道路法に基づく占用手続も併せて必要となります（受付は管轄の土木事務所。ただし、国道1号、9号、24号、171号については京都国道事務所）。
- ② 高さ4mを超える広告塔や広告板は、別途、建築基準法に基づく工作物確認の手続も併せて必要となります。また、垂れ幕、下地となる掲出物等も工作物確認が必要な場合があります（受付は建築審査課又は指定確認検査機関）。

Q5 自分で申請ができるのですか？

A 申請は御自身でもできますが、屋外広告業者等の専門家に手続を依頼されることもあります。

また、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置については京都市の屋外広告業登録業者に御依頼ください。

Q6 申請に必要な書類は？

A 1ー7「申請に必要な書類」を御参照ください。

Q7 申請に資格は必要ですか？

A 申請については、資格は必要ありません。

なお、屋外広告物の申請に当たっては管理者を定める必要があり、高さ4mを超える広告塔や袖看板など建築基準法上の工作物確認が必要なものについては、屋外広告士や建築士等の一定の資格を持った方が管理者になる必要があります。また、看板の設置については京都市の屋外広告業の登録を受けていることが必要となります。

Q8 申請までのフロー、期間を教えてください。

A 1ー5「許可申請の流れ」を御参照ください

Q9 専門的な知識がないので相談したいのですが屋外広告物の業界団体などあれば教えてください。

A 京都市及び京都府下において事業所を有する屋外広告業者の団体として、京都府広告美術協同組合があります。

京都府広告美術協同組合

住所 京都市中京区壬生西土居ノ内町20番地5 ホンダビル3階

TEL (075) 313-0800 FAX (075) 313-0810

HP kyoto-kanbanpro.com

許可基準について

Q1 許可基準にある看板の種類とはどのような看板ですか？

A 大きく分けて建築物に付着させて表示するもの（建築物等定着型屋外広告物等）と自立式のもの（独立型屋外広告物等）に分かれます。下図のとおり様々な形態の広告物があり、種別ごとに許可基準が定められています。



Q2 地域ごとの基準は異なりますが共通して禁止されている事項は？

A 共通する主な基準としては、屋上屋外広告物の禁止や、照明装置について点滅式や可動式（パトライト等）のものを使用しないことなどがあります。

Q3 既に数年前から自社の看板がありますが当時申請をしていません。今からでも受け付けてもらえるのでしょうか？

A 位置、規模、形態及び意匠等の許可基準に適合しており安全上問題がなければ、既設置の屋外広告物についても許可は可能です。

許可基準に適合していない場合は適合するような改修案をお考えいただき、申請していただくことになります。

Q4 看板のベース色として禁止されている色はありますか。また、逆に京都市として推奨する色があれば教えてください。

A 色彩基準については2-16「色彩・意匠等の規制」を御参照ください。推奨する色としては、彩度の低いもののように落ち着いた印象を与えるものが望ましいと考えています。

Q5 田の字地区でテナントビルを経営しています。道路占用許可を取り、設置している看板は新条例で不適格とのことですが、ビル名やテナント名の表示は全く無理なのでしょうか？

A 田の字地区においては御池通、四条通、五条通、河原町通、烏丸通及び堀川通の一部については、屋外広告物がこれらの道路に突出することが禁止されています。このような地域においては、ビル名については建築物上部に切文字形式により表示し、テナントについては基準の範囲内で平付け看板や入り口付近に集合看板を設置するなどにより表示することができます。

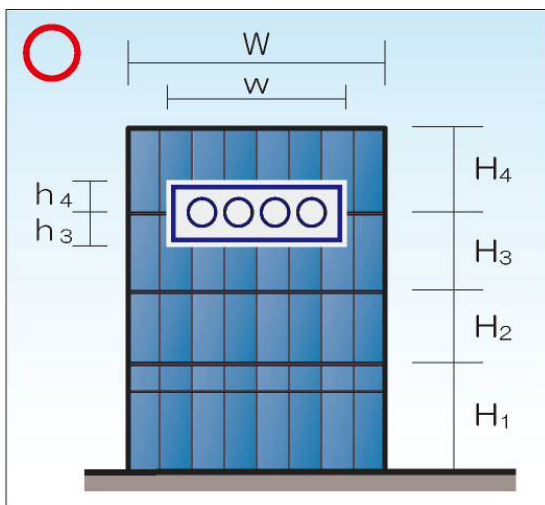
なお、前述の道路突出禁止区域においても、アーケードに定着させるものや高さ4m以下の看板等については、道路に突出することができます。

Q6 宅地開発している土地に分譲住宅に関する屋外広告物を設置したいと考えています。屋外広告物等に関する条例第11条第1項第6号の規定がかかる場所ですが、設置することは可能でしょうか？

A 条例第11条第1項第6号の規定が適用される場所では、自家用屋外広告物、管理用屋外広告物及び面積1㎡以下の案内用屋外広告物以外の設置が制限されます。住宅の建築予定地（実際に住宅が建つ場所に限ります。）に設置する屋外広告は、その場所に建つ住宅に関する情報を記載したもののみであれば自家用屋外広告物とみなされますので設置が可能です。

Q7 ガラスのカーテンウォールの外部に広告物を設置することと「開口部規制」との関係は？

A ガラスのカーテンウォールも開口部に該当するので、同じく表示可能面積が開口部面積の50%又は30%以下という規制がかかります（2-14 2「開口部に表示できる面積の規制」を御参照ください）。壁面の大部分が連続したガラスのカーテンウォールである場合、その外部に広告物を表示するならば、「壁面と開口部に屋外広告物がまたがらないこと」という形態規制は満たすことになります。なお、全ての階で連続したガラスのカーテンウォールであっても、50%又は30%以下の制限は階ごとに適用されます。



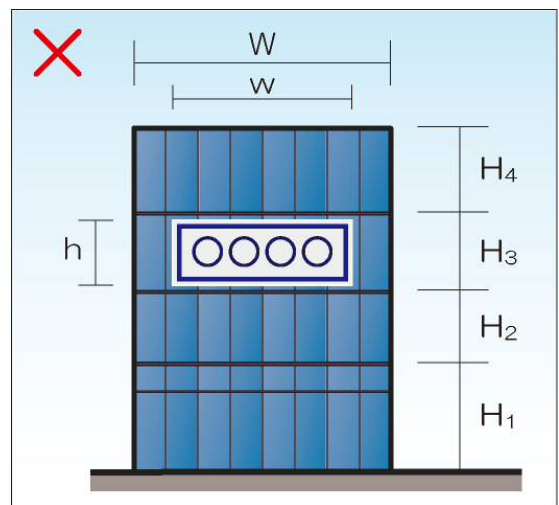
（正しい計算の例）

- ・ 3階部分

$$\frac{h_3 \times w}{H_3 \times W} \leq 30\%$$

- ・ 4階部分

$$\frac{h_4 \times w}{H_4 \times W} \leq 30\%$$



（誤った計算の例）

- ・ 2階以上の部分

$$\frac{h \times w}{(H_2 + H_3 + H_4) \times W} \leq 30\%$$

（正しい計算をした場合）

- ・ 3階部分

$$\frac{h \times w}{H_3 \times W} > 30\%$$



特定屋内広告物について

Q1 特定屋内広告物の規制はどうなっていますか？

A 2-26「特定屋内広告物の規制」を御参照ください。

【お問い合わせ先】

京都市 都市計画局 都市景観部 広告景観づくり推進課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎2階

TEL 075-222-4137

FAX 075-251-2877